

屋外広告物法（以下「法」という。）第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等を，法第8条第1項の規定により保管していますので，法第8条第2項の規定により，京都市屋外広告物等に関する条例第39条の2に規定する以下の事項を公告します。

平成27年6月23日

京都市長 門川 大作

1 除却した屋外広告物等

除却した日	設置されていた場所		除却した数量			保管を開始した日
	行政区名	町名	はり札等	広告旗	立て看板等	
平成27年5月11日	山科区	大塚中溝	—	—	1	平成27年5月11日
	南区	唐橋経田町	—	—	1	
		吉祥院観音堂町	—	—	1	
	伏見区	桃山町丹後	—	—	1	
		桃山町和泉	—	—	3	
		醍醐和泉町	—	—	1	
平成27年5月12日	南区	唐橋羅城門町	—	—	1	平成27年5月12日
		久世中久世町	—	—	2	
	右京区	太秦青木ヶ原町	1	—	—	
		嵯峨野嵯峨ノ段町	4	—	—	
		嵯峨中又町	1	—	—	
		嵯峨新宮町	3	—	—	
	西京区	榎原百々ヶ池	2	—	—	
	伏見区	久我御旅町	—	—	1	
		中島外山町	—	—	1	
平成27年5月18日	南区	久世高田町	—	—	2	平成27年5月18日
	右京区	嵯峨苅分町	3	—	—	
		嵯峨折戸町	—	—	1	
		嵯峨広沢南野町	2	—	—	
		西院西淳和院町	—	—	1	
		西院矢掛町	—	—	1	

除却した日	設置されていた場所		除却した数量			保管を開始した日
	行政区名	町名	はり札等	広告旗	立て看板等	
平成27年5月26日	南区	久世中久世町	1	—	1	平成27年5月26日
		久世殿城町	5	—	—	
	伏見区	納所南城堀	—	—	1	
		納所岸ノ下	1	—	—	
		桃山井伊掃部東町	—	—	2	

2 保管の場所

京都市伏見区竹田中川原町4番地

3 連絡先

京都市都市計画局広告景観づくり推進室

電話：075-708-7645

(都市計画局広告景観づくり推進室)